

- ※ 記載事項は、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字で記載しなければなりません。
※ 以下の書面作成例は、特定商取引法第5条に規定する「契約の内容を明らかにした書面」を作成するうえでの一例です。書面は取扱商品や取引内容に応じて作成する必要があります。書面を作成する際は関係法令、通達・ガイドライン、逐条解説等をよくご確認ください。

書面作成例(表面)

No. ○○
契約日: 令和 ○○ 年 6 月 5 日

ご契約の内容

裏面もあわせて本書面の内容を十分お読みください。

お名前	佐藤 花子 様	お電話番号	03 (1234) 56 × ×
ご住所	〒123-4500 東京都○○区××町1-2-3		

※ お客様記入欄

商品の種類 権利の種類 役務の種類	商品名	商標又は製造者名	型 式 (ある場合は記入)	単価(税抜)	数量	商品の販売価格(税抜) 権利の販売価格(税抜) 役務の提供価格(税抜)	商品の引渡時期 権利の移転時期 役務の提供時期	備考
浄水器	○×ピュア水	○×工業(株)	FG-45	60,000円	1	60,000円	令和○○年 6月11日	詳細は別添カ タログ参照
浄水器カートリッジ(交換用)	○×ピュア専用カートリッジ	○×工業(株)	CS302	6,000円	2	12,000円	令和○○年 9月1日	詳細は別添カ タログ参照
						合 計(税抜)	72,000円	
						消費税(10%)	7,200円	
						合 計(税込)	79,200円	

※ 商品・権利・役務の種類等について書ききれない場合、別紙等を同時に交付する。

支払形態	該当するほうに○印 クレジットの場合は信販会社名を記入
	<input checked="" type="radio"/> 現金 <input type="radio"/> クレジット (信販会社名:)

※ 支払形態が現金の場合、支払時期等の詳細は以下に記入する。
支払形態がクレジットの場合、支払時期等の詳細は別途信販書面を参照。

支払時期	金額	支払方法	支払回数
令和○○年 6 月 5 日	20,000 円	該当するものに○印 持参・ <input checked="" type="radio"/> 集金・振込	該当するほうに○印 (1・ <input checked="" type="radio"/> 2)回
令和○○年 6 月 30 日	59,200 円	該当するものに○印 持参・ <input checked="" type="radio"/> 集金・振込	

(備考・特約等)

振込先銀行口座 ○○銀行 ××支店 普通預金 1234567
株式会社 訪販商事 振込手数料はお客様にご負担願います。

販売業者の名称・住所・電話番号 ※法人は代表者の氏名も必ず記入

〒123-○○××
東京都△△区△△町4-5-6
TEL 03-5678-90××
FAX 03-5678-90××
株式会社 訪販商事
代表取締役社長 訪販太郎
登録番号: ×××-×××

令和○○年 6 月 5 日
下記のとおり領収いたしました。
20,000 円

領収書を兼ねる場合は金額に応じて収入印紙を貼付

書面作成例(裏面)

クーリング・オフのお知らせ

1. お客様が、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図参照)又は電磁的記録(電子メール等)により無条件で契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3千円未満のときは、クーリング・オフはできません。

2. この場合、①お客様は、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③お客様は、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価を請求されることはありません。⑤お客様は、役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

3. なお、健康食品、不織布及び幅が13センチメートル以上の織物、コンドーム及び生理用品、防虫剤・殺虫剤・防臭剤及び脱臭剤(医薬品を除く。)、化粧品・毛髪用剤及び石鹸(医薬品を除く。)、浴用剤・合成洗剤・洗浄剤・つやだし剤・ワックス・靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置薬については使用又は消費した場合(ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。)は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

4. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

※はがきの場合は下図のように必要事項を記入の上、販売店あて郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です。)

郵便はがき	
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
・ 電話番号	・ 販売会社
・ 契約者名	・ 課 行
・ 住所	

解除します。右記日付の契約は	・ 商品名、役務の種類
・ 電話番号	・ 販売店住所
・ 電話番号	・ 令和○○年○月○日
・ 電話番号	・ 契約日

※電磁的記録によるクーリング・オフについては当社のホームページ(<http://●●●.●●●.●●●>)をご確認ください。